

## ～太陽電池発電設備の使用前自己確認制度に係るQ&amp;A～

商務流通保安グループ電力安全課

**Q 1** 太陽電池設備を使用前自己確認制度に導入するに至った経緯や主旨は？

近年、太陽電池発電設備の設置数の増加に伴い、中小規模の太陽電池発電設備について、突風や台風等によるパネルの飛散が発生しています。これにより、近隣の家屋等の第三者への被害も発生していますが、中には、技術基準に適合しているか否かを設置者が把握していない場合もありました。これを踏まえ、太陽電池設備の設置にあたっては、技術基準への適合について設置者が確認を行い、国に届出させることと致しました。

**Q 2** 本制度では、設備のうちどの箇所が検査の対象となるのか？

新設（別表第6）の場合、対象となる発電所の全ての設備が対象となります。また、変更（別表第7）の場合、当該変更箇所が対象となります。

基本的な考え方は、工事計画や安全管理審査の考え方と同様です。

なお、具体的な検査の方法は、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」（平成28年6月17日付け20160531商局第1号。以下、「検査解釈」という。）に記載のとおりですが、これに加え、支持物の強度計算確認も要求されます（様式自由）。

**Q 3** 支持物とは何か？どこまでが、支持物なのか？

「太陽電池モジュールを支持することを目的とした工作物で、単柱、架台などの総称」です（日本工業規格 JIS C 8955 (2004)から引用）

また、太陽電池モジュール（太陽光パネル）を支えているものは全て支持物となるので、スクリー杭やコンクリート基礎なども、支持物となります。

**Q 4** 使用前自己確認結果届出書は誰が提出する必要があるのか？

法第51条の2に記載がありますとおり、設置者（設備を設置する者）が国へ提出するものです。

**Q 5** 本届出事項についての責任は誰にあるのか？

Q 4 の記載のとおり、本届出は設置者が届け出るものであり、設置者に責任があります。

**Q 6** 届出書類は何が必要か？

施行規則の「様式第53」及び「検査解釈」の別添資料に必要事項を記載したものを提出いただけます。施行規則の別表第7関係の届出は、対象箇所が分かる資料及び変更の理由を別途提出（様式自由）いただくこととします。

なお、様式第53の記載例を末頁に示します。

**Q 7** 試験結果の届出は必要か？

電気事業法施行規則第73条に記載があるとおり太陽電池発電設備試験結果については、届出は不要です。ただし、試験結果の保存は必要となります。

立入検査や報告徴収等の対象となった場合、試験結果の確認をしますので、必ず保管をしておいて下さい。

**Q 8** 工事期間中、電気主任技術者を選任又は外部委託していない場合、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の「別添資料 使用前自己確認結果届出書の別紙に関する様式例」中、確認者の欄はどのように記載すればよいのか？

確認を行った責任者を記載して下さい。その場合、主任技術者がまだ選任されていないことを、備考欄に記載して下さい。

**Q 9** 届出はどのタイミングで行えばよいのか？

電気事業法第51条の2において、使用を開始するときまでに確認をし、「使用の開始前に」届出を行うこととなっております。

**Q 10** 使用（運転）開始のタイミングは、使用前自己確認結果届出書を提出した時点を目指すのか？

提出した使用前自己確認結果届出書が受理された時点です。

**Q 11** 使用開始とはいつを指すのか？

使用前自己確認結果届出書が受理された後、発電所として使用を開始した時点を「使用開始」とします。

なお、届出に必要な確認項目の中には、制御電源喪失試験等、連系しないと確認出来ないものもございますので、系統に接続された時点をもって使用開始とするものではございません。

**Q 12** 本制度は、施行した時点でどういった状態の設備が対象となるのか？

本制度の施行日以降に系統連系する設備が対象になります。加えてまた、施行日の時点で系統連系しているものの、使用前自己確認で届出が必要な検査項目が一部でも完了していない場合は、対象となります。

一方、施行日の時点で系統連系しており、既に使用前自己確認で届出が必要な検査項目が全て完了している場合は、対象外です。

**Q 13** 同一とみなされる500kW以上の発電所を建設する場合、（例えば、工期を2回に分けて、300kWずつ建設する場合（発電所の出力は600kW）、届出の対象になるか？

対象となります。この場合、工事ごとに届出が必要となります。

**Q 14** 保安規程にはどのような記載をすればよいのか？

施行規則第50条第3項第8号に基づき、「使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存」に関することが含まれる記載として下さい。

参考として、以下に例を示します。

(例)

法令に基づく使用前自己確認については、電気主任技術者の監督のもとで実施し（※注：実施体制に関する事）、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認しなければならない。

また、その結果の記録は、使用前自己確認を行った後5年間保存（※注：記録の保存に関する事）しなければならない。

**Q15** 太陽電池発電所の設置者変更があった場合、新設置者は使用前自己確認結果の届出が必要か？また、支持物の強度計算の妥当性を改めて確認する必要があるか？

法の趣旨はあくまで当該設備が建設時に技術基準に適合したものであるかを確認することですので、設置者を変更した場合の届出の必要はございません。ただし、新設置者には技術基準適合性維持義務がかかることから、新設置者において、引き継いだ設備が技術基準に適合したものであるか、確認する必要があります。

**Q16** 使用前自己確認結果届出書の審査により太陽電池発電所の使用（運転）が開始出来なくなることはあるのか？

技術基準に適合していることが示されない場合、事実確認をして法令違反に該当する場合は、技術基準に適合するまで運転できなくなります。

**Q17** 別表第7は500kW～2,000kWの発電所に限定しているが、2,000kW以上の発電所に500kW～2,000kWの太陽電池を設置する場合は届出の必要は無いのか？

今回の改正の背景には、新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WGでも報告があったように、500kW～2,000kWで事故が多かったということがあります。したがって、規制強化の対象は、500kW～2,000kWとしているところです。

ただし、今後2,000kW以上の設備での事故が増加するようであれば、同様の届出を求めることを検討してまいります。

(記載例)

様式第53 (第78条関係)

## 使用前自己確認結果届出書

年 月 日

殿

〒  
住 所  
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

1. 確認年月日  
別紙のとおり
2. 確認の対象  
発電所の種類：太陽電池発電所  
発電所名称：〇〇発電所  
発電所住所：〇〇県〇〇市〇〇××丁目××-△△  
発電所出力：〇〇〇kW  
発電所電圧：〇, 〇〇〇V  
根拠条文：電気事業法施行規則別表第6第2項（若しくは別表第7第3項第〇号）  
（別表第7に該当する場合には、対象となる箇所の概要及び変更となる理由が分かる資料を添付すること）
3. 確認の方法  
別紙のとおり
4. 確認の結果  
別紙のとおり
5. 確認を実施した者及び主任技術者の氏名  
別紙のとおり
6. 確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容  
別紙のとおり

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。